

南島原にゆーす

📍環境課 ☎050(3381)5041

## 秋の環境セミナー参加者募集

### 親子エコッキング教室



美味しい、簡単、ヘルシーで、環境にやさしいエコッキングを栄養士の指導のもと、学習します。

📅 10月28日(日) 午前9時30分～午後2時  
(できあがった料理はお昼ご飯として食べます。)

📍 有馬小学校  
👤 家族または友だち同士で参加ください。  
(南島原市民)

※食物アレルギーがある人は、事前にご相談ください。

📑 先着 40人  
📄 無料

※調理中のケガなどの保障のため、傷害保険の加入を希望される人は、1人800円必要です。(申込期限までに、保険料を環境課にご持参ください。)

📄 ①名前、②住所、③生年月日(年齢)、④電話番号、⑤保険加入の希望の有無を電話、FAX またはEメールで申し込んでください。

📅 10月19日(金) 午後5時

### イルカウォッチング in かづさ

野生のイルカの観察をとおして、海の生態系について楽しく学習します。

このイベントは「全国モーターボート競走施行者協議会」からの拠出金により開催します。



📅 11月3日(祝) (雨天決行)  
【午前の部】午前9時30分～11時30分  
【午後の部】午後2時30分～4時30分

📍 かづさイルカウォッチング  
(加津佐町乙251-11 加津佐漁協内)

👤 家族または友だち同士で参加ください(南島原市民)。

📑 先着 60人 (ただし、1グループにつき4人まで)

📄 小学生以下は無料。中学生以上は1人1,000円

●持参品/タオル、雨具(雨天時)、保険証のコピー、上着、酔い止めの薬(必要な人のみ)

📄 ①名前、②住所、③生年月日(年齢)、④電話番号、⑤希望の時間帯(午前、午後)⑥集合場所を電話、FAX またはEメールで申し込んでください。

📅 10月19日(金) 午後5時

地区	集合場所	午 前 の 部		午 前 の 部	
		出発時間	到着時間	出発時間	到着時間
深江	深江庁舎	8:10	13:05	13:10	18:05
布津	世紀の泉	8:20	12:55	13:20	17:55
有家	有家庁舎	8:30	12:45	13:30	17:45
西有家	西有家庁舎	8:40	12:35	13:40	17:35
北有馬	北有馬保健センター	8:50	12:25	13:50	17:25
南有馬	南有馬庁舎前バス停	9:00	12:15	14:00	17:15
口之津	口之津庁舎前駐車場	9:15	11:45	14:15	16:45

セミナーの申し込み・お問い合わせ

環境課 ☎050(3381)5041 FAX0957(82)3086  
E-mail: kankyuu@city.minamishimabara.lg.jp

## 『農家相談所』を開設します

📍 農業委員会 ☎050(3381)5090

農業委員会業務は、現在、有家庁舎で行なっていますが、今月から、市民の皆さんの利便性を考慮して、深江支所と加津佐支所に毎月1回、「農家相談所」を開設します。

土地の貸し借りや、農業に関する相談ごとなど、お気軽にご利用ください。



### ●深江支所 農家相談所

・開設日時：毎月第1火曜日  
午前9時～午後4時

### ●加津佐支所 農家相談所

・開設日時：毎月第1木曜日  
午前9時～午後4時

南島原にゆーす

📍企画振興課 ☎050(3381)5030

## 10月は土地月間 10月1日は土地の日です

毎年10月を「土地月間」とし、特に10月1日を「土地の日」と定め、土地の有効利用の普及、啓発活動を行っています。この機会に、豊かで安心できる、住みよい社会を築いていくため、皆さんも土地の有効利用について考えてみませんか。

**【大規模な土地取引には県知事への届け出が必要です】**

### 届け出の必要な土地取引

#### ●取引形態

売買/交換/営業譲渡/譲渡担保/代物弁済/共有持分の譲渡/地上権・賃借権の設定・譲渡/予約完結権・買戻権等の譲渡 ※これらの取引の予約である場合も含まれます。

#### ●取引規模(面積要件)

①市街化区域	2千平方メートル以上
②上記以外の都市計画区域	5千平方メートル以上
③都市計画区域以外の区域	1万平方メートル以上

### 届け出の手続き

#### ●届け出者

土地の権利取得者(売買の場合であれば買主)

#### ●届け出期限

契約(予約含む)締結日から2週間以内

※契約締結日を含む。

#### ●届け出窓口(届出書などの提出先)

土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課

※南島原市は企画振興課

※届け出の詳細については、お問い合わせください。



## 北村西望作品をお貸しください

📍 商工観光課 ☎050(3381)5032

本市出身の彫刻家、北村西望先生の功績や偉大さを知ってもらうため、北村西望特別展を今年度開催する予定です。多くの西望作品を展示したいと思っておりますので、作品をお貸しいただける人を大募集します。詳しくはお問い合わせください。

## こんにちは！消費生活センターです

📍 南島原市消費生活センター ☎0957(82)3010

### 無料のはずが高額契約 ～催眠商法にご注意～

#### ●相談事例

突然家に業者が来て、「今度近くに店をオープンさせるので、その宣伝に無料で便利な商品を配る」と言われた。無料の言葉につられ、つい業者について行ったところ、個人宅の一室に通された。業者が野菜の皮むき用手袋などの便利グッズを次々と配り、「最後に一番良い商品を特別価格で提供します」と言い、温熱治療器を勧められた。これを使うと身体の痛みが無くなるという。30万円もする商品だったが、痛みがなくなるなら病院代や薬代もいらなくなるし、家族と使えば高くないと思い、その場の勢いに乗って契約してしまった。家に帰り家族に話すと「商品が高額すぎる。だまされているのではないか」と言われ、不安になった。どうしたらよいか。(市内70代 男性)



#### ●消費生活センターからの助言

無料で日用品などを配り、消費者の気分を高揚させ、最終的に高額商品を売りつけることを「催眠商法」と言います。

南島原市消費生活センターでは、今年度に入り、催眠商法に関する相談を相次いで受けています。「無料で配る」という業者の言葉には「何か裏があるのでは」と十分注意し、安易について行かないようにしましょう。

また、まるで医療機器のように「体の痛みがなくなる」と言って健康器具を販売することは、薬事法違反になる恐れがあります。なお、催眠商法で購入した商品は8日間以内であればクーリング・オフができます。

何か困ったこと、不安なことがあれば消費生活センターにご相談ください。